

FIT太陽光発電および風力事業者さまの出力制御に関するよくあるご質問

2025年8月27日更新

【制度概要等】

Q1 何に基づいて出力制御や出力制御装置の設置要請をしているのか。

A1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十四条第一項第八号に基づいて、出力制御や出力制御装置の設置をお願いしております。

Q2 なぜ出力制御が必要なのか。

A2 電気は需要と供給を常に一致させる必要があり、このバランスが崩れると、電気を安定してお届けすることが困難となります。最悪の場合、東電PGのエリア全体が停電してしまう可能性がございますので、このような事態を防ぐため、発電量を制御する必要があります。

Q3 なぜ今、準備をする必要があるのか。

A3 近年、東京電力パワーグリッドのエリア内において、太陽光発電等の再生可能エネルギー電源を中心とした発電設備の連系量が増加しており、現時点ですでに電力需要や発電設備の運転状況、連系量の増加等の影響により、出力制御が実施される可能性がございます。

Q4 出力制御を実施した場合、補償はあるか。

A4 無制限・無補償ルールの場合、補償はありませんが、旧ルール（制御対象）または新ルール（制御対象）の場合、以下の日数・時間を超過して出力制御を実施した際に、補償対象となります。

○旧ルール（制御対象）：30 日/年

○新ルール（制御対象）：太陽光：360 時間/年、風力：720 時間/

Q5 自分の発電設備が出力制御機能付 PCS 等の設置対象なのか分からない場合、どうしたらよいか。

A5 出力制御機能付き PCS 等の設置要否は、出力制御ルールによって決定されます。出力制御ルールは、接続申込日と認定出力に基づき判定されますので、まずは、事業者さまの保有する発電設備の接続申込日と認定出力をご確認ください（判定方法は、ダイレクトメールを参照してください）。

Q6 出力制御に応じない場合はどうなるのか。

A6 ダイレクトメールに示す出力制御ルールに該当する発電設備を保有する事業者さまが関係法令・各要綱等を踏まえ、出力制御に向けた対応を実施いただけない場合、当社は連系に関するサービスの停止、契約解除等必要な措置を講じさせていただく可能性がございます。

【出力制御に向けた準備に関する質問】

Q7 どこに何を提出するのか教えてほしい。

A7 東電PGのHPより関係書類をダウンロードいただき必要事項を記入のうえ、同封の「FIT太陽光発電および風力発電事業者さまの出力制御に関するお手続きのご案内【説明資料】」に記載の送付先へご提出をお願いいたします。

Q8 ノンファーム系統に新設をする場合は、「出力制御機能付 P C S 等の仕様確認依頼書」の手続はどうか。

A8 接続契約・特定契約のお申込み時に「ノンファーム型接続同意書」に加え、「出力制御機能付PCS等の仕様確認依頼書」のご提出をお願いいたします。

Q9 ノンファーム系統にすでに接続しており、出力制御機能付 P C S 等の手続き（設置）済だが、さらなる手続きは必要か。

A9 出力制御装置への発電所 ID 登録および疎通確認を実施していただいたうえで、出力制御装置の設置（切替）完了届のご提出をお願いいたします。

【出力制御装置に関する質問】

Q10 出力制御装置とはなにか。

A10 弊社の出力制御システムから出力制御スケジュールを取得し、出力制御スケジュールに基づいて、PCS等の発電出力を制御する機能を持つ装置となります。PCSに後付で出力制御ユニット装置を設置できるものや、PCSと出力制御機能が一体となっているもの(出力制御機能付PCS)等がございます。

Q11 インターネット環境が必要か。また、指定のプロバイダ等はあるのか。

A11 対象発電設備が 66kV 未満の事業者さまについては、インターネット環境が必要となりますが、通信を行うにあたって指定のプロバイダ等はありません。

対象発電設備が 66kV 以上の事業者さまについては、インターネット環境は不要となります。通信は専用の通信線(光回線が基本)を用いて行い(CDT ではありません)、電力サーバとの間で IEC61850 のプロトコルにて情報の送受信をいたします。

(設備構築における詳細な内容については、別途技術仕様書の確認をお願いいたします。)

<参考>

- 出力制御機能付PCS等(66kV 未満)技術仕様書
<https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/20200717shiyousyo.pdf>
※出力制御機能付PCS等(66kV 未満)伝送仕様書については、開示申込をお願いいたします。
- 出力制御機能付PCS等(66kV 以上)技術仕様書
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/technical_specifications20210906.pdf
- 出力制御機能付PCS等(66kV 以上)伝送仕様書
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/fit/pdf/transmission_specifications20210906.pdf

Q12 出力制御装置の設置費用は誰が負担するのか。

A12 事業者さまのご負担となります。

Q13 出力制御装置の設置義務があるのは、ルールはなにか。

A13 新ルール(制御対象)と無制限・無補償ルールです。

【出力制御の実施に関する質問】

Q14 出力制御の実施時期については、具体的にいつ頃になりそうか。

A14 現時点ですでに電力需要や発電設備の運転状況、連系量の増加等の影響により、出力制御が実施される可能性があります。

Q15 出力制御量については、どの程度、制御する予定なのか。

A15 電力需要や発電設備の運転状況、連系量の増加等の影響により、出力制御が実施される可能性があります。が、現時点では出力制御量がどの程度になるかは不明です。

Q16 出力制御の見通しは、いつ、どのような方法で、公表・周知するのか。

A16 出力制御の見通し情報は、三日前より下記のサイトにて公表いたします。また、当サイトの情報は毎日更新されます。

- 「でんき予報」サイト:
<https://www.tepco.co.jp/forecast/output-control.htm>

Q17 出力制御が発生する場合、どのように通知されるか。

A17 旧ルール(制御対象)に該当する場合は、出力制御が発生する前日(前営業日)にお電話及びメールにてご連絡いたします。

新ルール(制御対象)に該当する場合は、オンライン制御が行われるため、特段連絡はいたしません。

Q18 出力制御を行う場合、事業者はどのような対応が必要になるのか。

A18 新ルール(制御対象)に該当する場合は、弊社が準備した出力制御スケジュールに基づき自動的に制御が行われますので、事業者さまの現地対応は不要です。

旧ルール(制御対象)に該当し、出力制御装置を設置済みの場合は、弊社が準備した出力制御スケジュールに基づき自動的に制御が行われますので、事業者さまの現地対応は不要です。

旧ルール(制御対象)に該当し、出力制御装置を未設置の場合は、出力制御実施日の当日に事業者さまにて現地で発電設備の停止・発電操作を実施していただきます。

Q19 出力制御の応答状況を変更したい、出力制御のスケジュールを確認したい、登録した出力制御発生時の連絡先情報等を確認または変更したい場合、どうしたらよいか。

A19 当社エリアにおける出力制御の対象発電所の事業者さま(オフライン発電所で代理制御の対象発電所は除く)向けに、「事業者マイページ」を開設しております。「事業者マイページ」にログインをいただくことで、当社からの出力制御指令時の連絡先の確認および変更、出力制御の応答状況の変更、出力制御スケジュールの確認等が行えます。

- 事業者マイページへのログインは下記の URL よりアクセスしてください。
<https://re-enesys03.pg.tepco.co.jp/reene/login>
 - ※ 弊社側システムの不具合で、一部の事業者さまのログインができない状況が継続しております。現在、原因調査をしておりますので、今しばらくお待ちください。
 - ※ 現在、事業者マイページのご案内は主に旧ルールの発電所の事業者さまにのみ送付しております。旧ルール以外の発電所の事業者さまに対しては、5月以降順次ご案内を送付する予定ですので、到着まで今しばらくお待ちください。
- 事業者マイページ操作手順書は、下記のサイトをご覧ください。
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/access/pdf/mypage_operating_procedure.pdf
- 事業者マイページに関するよくある質問は、下記のサイトをご覧ください
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/access/pdf/mypage_faq.pdf

【解約・解列に関する質問】

Q20 何に基づいて契約の解約を実施しているのか。

A20 【電力受給契約の事業者さま】

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に定める第五条八の三、第五条八の四に加え、経済産業省 資源エネルギー庁の方針および再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱16 出力抑制等、34 受給契約の解除に基づき、電力受給契約を解約させていただく予定でございます。

【発電量調整供給契約の事業者さま】

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に定める第五条八の三、第五条八の四に加え、託送供給等約款に定める8.契約の要件、40.適正契約の保持等、55.解約等に基づき、系統連系受電契約を解約させていただく予定でございます。

Q21 契約が解約されるとどうなるか。

A21 連系が解除され、売電料金が支払われなくなるため、売電事業ができなくなります。

契約解約後は、発電事業者さまにてブレーカー等の操作により発電設備と弊社電線路を切り離しをさせていただきます場合がございます。

Q22 他社でも解約応動をとっているのか。

A22 他社でも機器設置に応じない事業者さまを解約した事例があると伺っておりますが、具体的な他社の対応については弊社ではご案内いたしかねます。